

2 服装に関する心得

服装は制服を原則とし、質素端正であること。

1. 制 服

制服は変形、加工してはいけない。

制服をやむをえない理由で着用できない場合は、異装許可願を提出し、許可をうける。

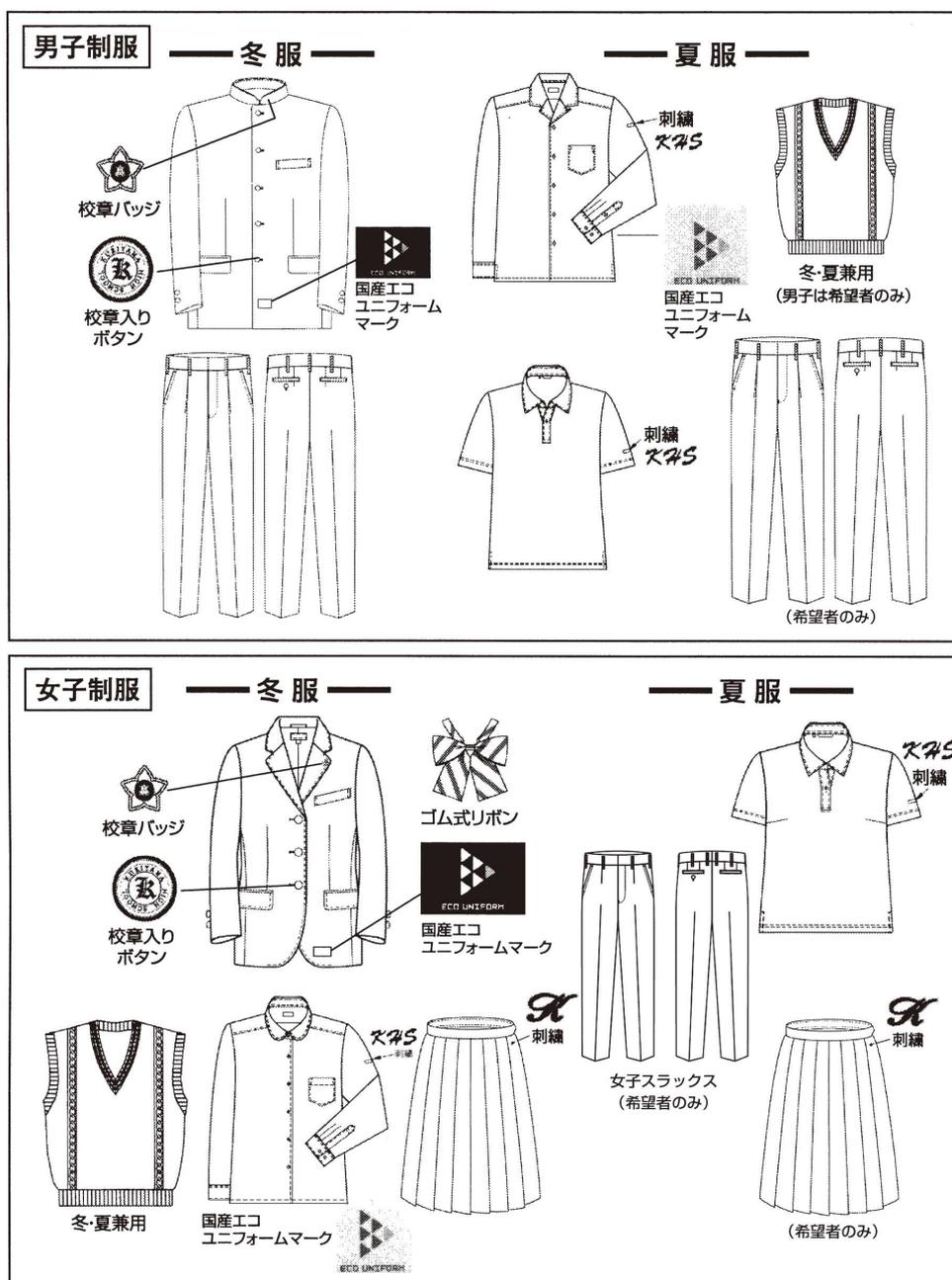
室内においては、制服以外の着用は認めない。

(1) 期間は次のとおりとする。 冬季間9月第3週より翌年6月第2週を目処とする。

夏季間6月第3週より9月第2週を目処とする。

(※ その年の天候により、多少期間が変更することもある。)

(2) 制服の雛型図



(3) 男子の制服

- ア 本校指定の濃紺詰襟学生服とし、校章マーク入りのものとする。
- イ 左襟に指定の校章プレスバッジをつける。
- ウ 上着丈は、総丈の2分の1±2～3cmとする。
- エ スラックスはノータックで、裾幅は22～24cmとする。
- オ 夏期は本校指定のポロシャツの着用を可とする。
(但し、場合により学生服を着用しても良い)

(4) 女子の制服

- ア 学校指定の白ブラウス、ネクタイ、ベスト、ブレザー、スカートとする。
- イ スカート丈は、膝下までとする。
- ウ 夏期はベストを着用し、本校指定のポロシャツ及びブラウスとする。ネクタイは着用しない。(但し、場合によりブレザーを着用しても良い)

(5) ソックス及びストッキング

- ソックスは紺色のハイソックスとし、ストッキング着用の場合は黒色、紺色または肌色とする。

2. その他の服装

(1) オーバー及びジャンパー等

- ア 学生らしい華美でないものとする。

(2) カーディガン及びVネックセーター

- ア 上着の上の着用は認めない。
- イ 色については、白、黒、灰、紺、ベージュとする。

(3) 頭 髪

- ア 清潔を第一とし、端正にする。
- イ パーマ、染髪、脱色等の加工は禁止する。

(4) 靴及び上靴

- ア 通学時は制服と調和し、安全且つ健康的な靴とする。
- イ 上靴は学校指定のものとする

(5) その他

- ア マニキュア、指輪、ネックレス、イヤリング（ピアス）等の装飾やアクセサリーは身につけない。
- イ 化粧及び色つきリップクリームは禁止する。

附 則

令和3年3月18日 改訂・追加 同年4月1日施行